

# 子の利益や支援策審議

## 離婚後の共同親権導入、法案提出

## 父母不一致なら家裁判断

政府は8日、離婚後の共同親権の導入を柱とする民法などの改正案を閣議決定した。離婚時に父母が協議し共同親権か単独親権かを決め、意見が一致しなければ家庭裁判所が判断する。子の利益を最優先とするための運用や支援のあり方といった課題は今後の国会審議の論点となる。

## 少子化・共働き…社会変化に対応

法制審議会(法相の諮問機関)がおよそ3年にわたり議論した。家族法制の大幅な見直しに踏み切る背景には、少子化や共働きの増加、男女ともに育児を担う考え方の浸透といった社会の変化がある。現行法は離婚後の親権は父母どちらかにしか認められていない。親権のない親が離婚後、子育てに関与しづらくなるほか、養育費の未払いにつながるなどの指摘があった。

改正案は離婚後の親権者について、父母の協議により双方か、一方を決めることとする。父母の間で親権のあり方が決まらなくても家裁に申し立てをすることで離婚できることになる。「子の利益」を害する「子の利益」を害する場合は、単独親権とする。①子への虐待などの恐れがある②父母間の暴力などの恐れを背景に共同親権の行使が難しい③認められる場合を想定している。父母の責務も明確にした。父母は婚姻しているかに限らず協力し、子の人格を尊重して自身と同程度の生活を維持できるように扶養しなければならぬと明記した。

## 有識者は「こっ見る」

父母が持つ責任を自覚する制度を立命館大の二宮周平名誉教授は「離婚後の子の養育計画を考えると、親権者だけを決めて離婚届を出す親が多い日本の問題を改善する上で意味がある。子は「父母によって養育される権利を有する」と定めた「国連子どもの権利条約」に沿った対応が定着するきっかけになる。課題は協議離婚時に親への情報提供の体制が定まらぬことだ。共同親権の導入は、早大の棚村政行教授は「家族や離婚後の親子関係が多様化する現代で親権のあり方を運べるように」なると評価する。

## 民法などの改正法案のポイント

|      |  |
|------|--|
| 親権   | 協議で父母の双方か一方を親権者に<br>折り合わなければ子の利益の観点から裁判所が判断<br>虐待・DVなど子の利益を害すると認める場合は裁判所が単独親権と決定 |
| 養育費  | 虐待・DVからの避難など「急迫の事情」あれば単独で親権行使可能<br>他の債権より優先的に養育費を請求し、一定額を差し押さえ可能に                |
| 親子交流 | 親子交流を促す裁判の早期の段階で、裁判所が別居中の親と子の交流を促せる  |
| 施行時期 | (成立すれば)公布後2年以内   |

共同か単独かの基準なお不明確

離婚後の共同親権導入は決まったが、運用の方法や親子への支援策が固まらなかつたのは残念だ。法制審議会の部会では「法改正の是非の議論に多くの時間が割かれ、改正後の運用などの検討が深

まらなかつた。国会での審議は導入を前提として、子の利益のために必要な仕組みづくり」に焦点を当ててほしい。

家裁が共同親権か単独親権かを決める基準が明確になっていない。単独親権採用の判断材料となる「子の心身に害悪を及ぼす恐れ」は見方が分かれていて、精神的な攻撃であるモラルハラスメントをどう認定するかは海外でも大きな課題になっている。地方自治体や弁護士などによる支援体制も掘り下げて話し合っべきだ。

小泉龍司法相は8日の記者会見で「社会的なニーズを踏まえて子どもの利益を最優先とする」と述べた。

法制審議会は要綱案のとりまとめに際し、子どもが不利益を受けないように行政や福祉などの充実した支援を求める付帯決議をついた。

改正案は8日、国会に提出された。国会審議でも役割が大きくなる家裁の体制拡充や判断基準づくり、行政支援のあり方などが議論される見通しだ。

立憲民主党の泉健太代表は8日の記者会見で「人権尊重や子どもの安全など色々な面から慎重な検討が必要だ」と語った。党内議論を踏まえて法案への賛否を決めると説明した。

改正案は共同親権であってもDVからの避難など「子の利益のために急迫の事情」がある場合や、子の教育などに関わる日常の行為は単独で親権行使ができるとする。政府側は国会の答弁などで「急迫の事情」などの具体的な考え方を示す予定だ。

5日の自民、公明両党の政策責任者会議では「法整備は家裁の体制強化が条件だ」との指摘が出た。与党内には法整備にDV被害者らの不安の払拭が欠かせないとの意見がある。

立憲民主党の泉健太代表は8日の記者会見で「人権尊重や子どもの安全など色々な面から慎重な検討が必要だ」と語った。党内議論を踏まえて法案への賛否を決めると説明した。